

○大府市学校保健会交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童・生徒及び教職員の健康の保持増進を図り、もって学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的として交付する大府市学校保健会交付金（以下「交付金」という。）に関し大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 交付金の交付の対象となる団体は、大府市学校保健会（以下「保健会」という。）とする。

(交付対象事業)

第3条 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 学校保健の普及及び啓蒙に関するもの
- (2) 学校保健の調査及び研究に関するもの
- (3) その他保健会の運営に関するもの

(交付対象経費)

第4条 交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象事業に要する経費のうち、別表に定めるものとする。

(交付金の額)

第5条 交付金の額は、交付対象経費で、予算に定める額とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費		内容
報償費		研修講師等への謝礼
研修参加費		資質向上のための研修参加費
需用費	消耗品費	事業に必要な物品の購入に要する経費（当該事業のみで使用されることが確認できるもの）
	印刷製本費	事業で使用するポスター、パンフレット、広報誌等の印刷製本に要する経費

役務費	事業を行うために必要な通信運搬費、手数料又は保険料
備品購入費	事業で使用する備品等の購入費（当該事業のみで使用されることが確認できるもの）
その他	上記以外の経費で、事業の実施に必要と認められる経費